

町田市庁舎跡地等検討委員会設置要綱

第1 設置

町田市中心市街地活性化基本方針等を踏まえて、庁舎跡地等の有効活用について検討するため、町田市庁舎跡地等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 本庁舎及び中町第三庁舎の跡地の活用に係る基本的な方向に関すること。
- (2) 本庁舎及び中町第三庁舎の跡地の具体的な活用方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 2人以内
 - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 2人以内
 - (3) 町田商工会議所の代表 1人
 - (4) 庁舎跡地等の近隣の商店会の代表 3人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2010月8月23日から施行する。